

事 務 連 絡
令和2年12月22日

各都道府県知事部局 高等学校等就学支援金
高校生等奨学給付金 担当
各都道府県教育委員会 高等学校等就学支援金
高校生等奨学給付金 担当 御中

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

高等学校等就学支援金等の令和3年度政府予算案について

高等学校等就学支援金制度等の円滑な実施に関し、多大なる御協力をいただき誠にありがとうございます。

今月21日に政府予算案が閣議決定されたことを踏まえ、高等学校等就学支援金等の政府予算案について、下記のとおり御連絡します。

各都道府県知事部局におかれては、所轄の関係学校及び学校法人等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の関係学校に対して、周知を行っていただくとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮をお願いします。

記

第1 高等学校等就学支援金交付金等【資料1】

【令和3年度予算額（案） 416,907百万円（前年度予算額 427,588百万円）】

1. 高等学校等就学支援金交付金

【令和3年度予算額（案） 414,116百万円（前年度予算額 424,795百万円）】

令和2年度から私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象として、支給上限額を年額39万6,000円まで引き上げ、私立高校授業料の実質無償化を実施。

令和3年度予算案においては、私立高校授業料の実質無償化の着実な実施など所要の経費を計上。

2. 高等学校等就学支援金事務費交付金

【令和3年度予算額（案） 2,782百万円（前年度予算額 2,782百万円）】

3. 公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度）

【令和3年度予算額（案） 10百万円（前年度予算額 11百万円）】

第2 高等学校等修学支援事業費補助金<高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）>【資料2】

【令和3年度予算額（案） 15,890百万円（前年度予算額 13,610百万円）】

※令和2年度第3次補正予算額（案）10,198百万円

（1）給付額の増額

住民税非課税世帯の給付額について、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を増額するとともに、「第1子」の給付額（教科外活動費）の増額により、低所得世帯のさらなる教育費負担の軽減を図る。

<給付額（年額）>

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	84,000円 →110,100円（+26,100円）	103,500円 →129,600円（+26,100円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降）	129,700円 →141,700円（+12,000円）	138,000円 →150,000円（+12,000円）
非課税世帯 通信制・専攻科	36,500円 → 48,500円（+12,000円）	38,100円 → 50,100円（+12,000円）

（2）新入生に対する一部給付の早期化、家計急変世帯への支援について

令和2年度に新たに実施した新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）及び家計急変世帯への支援については、令和3年度以降も引き続き実施する。特に、保護者等の教育費負担を早急に軽減するため、都道府県において前倒し給付制度を積極的に活用いただくとともに、入学後速やかに申請手続きが取れるよう、入学手続きの機会を活用して保護者等に事前に周知を図るなど、ご配慮いただきたい。

（3）令和2年度第3次補正予算案

①家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の特例的追加支給（6月実施分）

②単価増の実施による上乘せ支給

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮し、高校における教育費を切り詰めるを得ない世帯もある中、与党からの提言も踏まえ、高校生等奨学給付金において、支援が必要と考えられる教育費の上乗せ支給を実施。（詳細は12月15日付け事務連絡を参照）

第3 高等学校等修学支援事業費補助金<高校生等奨学給付金を除く>

【令和3年度予算額(案) 695百万円(前年度予算額 547百万円)】

令和3年度予算案においては、制度実施に必要な所要の経費を計上。

1. 高校等で学び直す者に対する修学支援【資料3】

【令和3年度予算額(案) 411百万円(前年度予算額 276百万円)】

2. 公立高校等の家計急変世帯への修学支援【資料4】

【令和3年度予算額(案) 41百万円(前年度予算額 9百万円)】

3. 高校等専攻科の生徒への修学支援【資料5】

【令和3年度予算額(案) 223百万円(前年度予算額 245百万円)】

第4 高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)のアプリケーション改修【資料6】

高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「e-Shien」という。)について、事務手続の簡素化等を目的として、令和3年度より以下のアプリケーション改修を実施予定であり、令和3年度予算案においては、当該システム改修等に必要な経費を文部科学省の事務的経費に計上。

1. マイナンバー事務手続の見直し(R4.4実施)【資料7】

(1) マイナポータルの自己情報取得API(※)機能の活用

現在のマイナンバー事務に係る課題として、

①マイナンバーを用いた情報照会により都道府県が税情報等を取得しているが、情報照会エラー(保護者が記入した課税地の誤り、税の未申告等)への対応や紙で提出されたマイナンバーの写し等の入力・確認事務が必要であること

②都道府県における認定結果が出るまでは、各学校において就学支援金相当額を差し引いた授業料の徴収が難しくなっていること

などがあることを踏まえ、令和4年4月からマイナポータルを通じた自己情報取得APIを活用した新たなオンライン申請手続を導入する予定であり、e-Shienの改修を行う。

具体的には、自己情報取得APIを活用し、マイナポータルを通じて保護者等が申請時に必要な税情報を取得し、就学支援金のオンライン申請フォームに添付する手続に見直す。このことにより、都道府県の情報照会による税情報の取得を不要にするとともに、保護者等が取得・添付した税情報を学校が確認できるようにし、審査事務の早期化、保護者負担や事務負担の軽減等を図る。

ただし、自己情報取得APIの活用には、保護者等一人ひとりがマイナンバーカードを保有

している必要があるため、マイナンバーカードが広く普及するまでの間、マイナンバーカードを保有していない保護者等については、引き続き都道府県による情報照会が必要となる。

また、自己情報取得APIの活用により、紙によるマイナンバーカードの写し等の提出が不要となるが、都道府県においてマイナンバーを把握しないこととなるため、7月の所得確認時に、保護者等が改めて自身で税情報を取得し、オンラインにより届け出ることとなる。

※ Application Programming Interface の略。マイナンバーカード保有者が、マイナポータルを通じて、自己情報を照会することにより、就学支援金の支給区分の判定に必要な税情報等を取得し、就学支援金のオンライン申請フォームに添付が可能となるプログラムを想定している。

(2) 紙によるマイナンバーカードの写し等の提出の廃止

マイナンバーカードを保有しておらず、引き続き都道府県による情報照会を行う必要がある場合においても、紙によるマイナンバーカードの写し等の提出を廃止することとし、オンライン申請時に保護者等がマイナンバーを直接入力できるよう、e-Shien の改修を行う。

なお、現在運用している e-Shien のオンライン申請機能については、平成 27 年に総務省から示されていた情報セキュリティに関する「三層の対策（※1）」に基づき、マイナンバーをインターネット経由で入力・提出させないこととして構築したが、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」における「三層の対策」の見直しに関する検討の方向性（※2）も踏まえ、今回、情報漏えい防止等の安全管理措置を講じた上で e-Shien のオンライン申請機能を改修し、手続の見直しを行うものである。

※1 2015 年の日本年金機構の情報漏洩事案を受け、自治体の情報セキュリティ対策を強化するために設けられた、情報システム・ネットワークを三つのセグメント（マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系）に分離・分割する対策。

※2 検討会の「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて（令和2年5月22日）」において、「マイナンバー利用事務系は、住民情報の流出を徹底して防止する観点から慎重な検討が必要な一方、人手不足などを背景に eLTAX やぴったりサービスなどのシステムと連携することで円滑に業務を遂行できる仕組みの構築が必要である。」とされている。

2. 生活保護関係情報の取得（R4.6 実施）

現在、生活保護受給証明書により生活扶助の受給を確認することで、算定基準額を0円とみなしているが、令和4年6月から生活扶助の有無をマイナンバーによる情報照会によって取得可能とするため、e-Shien の改修を行う。この改修により、生徒・保護者からの生活保護受給証明書の提出を不要にするとともに、書類の確認事務に係る負担軽減を図る。

なお、e-Shien の改修のほか、マイナンバー法別表や主務省令の改正、データ標準レイアウトの改正を行う。

3. 高等学校等就学支援金制度における家計急変支援対応（R5.4 実施）【資料8】

現在、家計が急変した高校生等に対する授業料支援は、

①公立高校等については、高等学校等修学支援事業費補助金、

②私立高校等については、私立高等学校等経常費助成費補助金により、国庫補助を実施しているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変世帯への支援の重要性が高まっていることや自治体からの要望等も踏まえ、令和5年度から高等学校等就学支援金制度に家計急変支援の仕組みを導入できるよう必要な準備を行う。

については、都道府県に対して制度設計や令和3年度から行う e-Shien の改修内容等をなるべく早期にお伝えすることとしたい。

なお、独自に構築したシステムにより事務を行っている都道府県においては、独自システムの改修について御検討いただきたい。

第5 その他

1. オンライン利用率の引上げについて

「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）」等において、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に取り組む方針が示され、規制改革推進会議のデジタルガバメントWGで審議されることになっている。

当該WGにおいて、オンライン利用率引上げの優先度が高い行政手続として、高等学校等就学支援金の「受給資格認定申請」及び「収入状況の届出」が選定されたことを受け、12月4日に「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、公表したところ。

文部科学省においては、オンライン利用の推進にも寄与するよう、上記第4に掲げる e-Shien のアプリケーション改修などにより利便性の向上を図ることとしているところ、都道府県におかれても、このようなオンライン利用率引上げに係る方針を踏まえ、また、上記の「オンライン利用率引き上げの基本計画」及び e-Shien の改修内容等も考慮の上、e-Shien の利用及びオンライン申請の導入・推進を積極的に御検討いただきたい。

<文部科学省HPに掲載（最下部「その他」部分）>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

<本件連絡先>

○高等学校等就学支援金、事務費交付金、学び直しへの支援、家計急変世帯への支援、e-Shien の改修関係

文部科学省初等中等教育局

修学支援プロジェクトチーム 高校修学第二係

03-6734-3567（直通）

○高校生等奨学給付金、高校等専攻科の修学支援関係

〃 高校奨学金係

03-6734-3170（直通）

高等学校等就学支援金等

令和3年度予算額（案）
（前年度予算額）

416,907 百万円 <内訳>
427,588 百万円

高等学校等就学支援金交付金 414,116 百万円
公立高等学校授業料不徴収交付金 10 百万円
高等学校等就学支援金事務費交付金 2,782 百万円



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



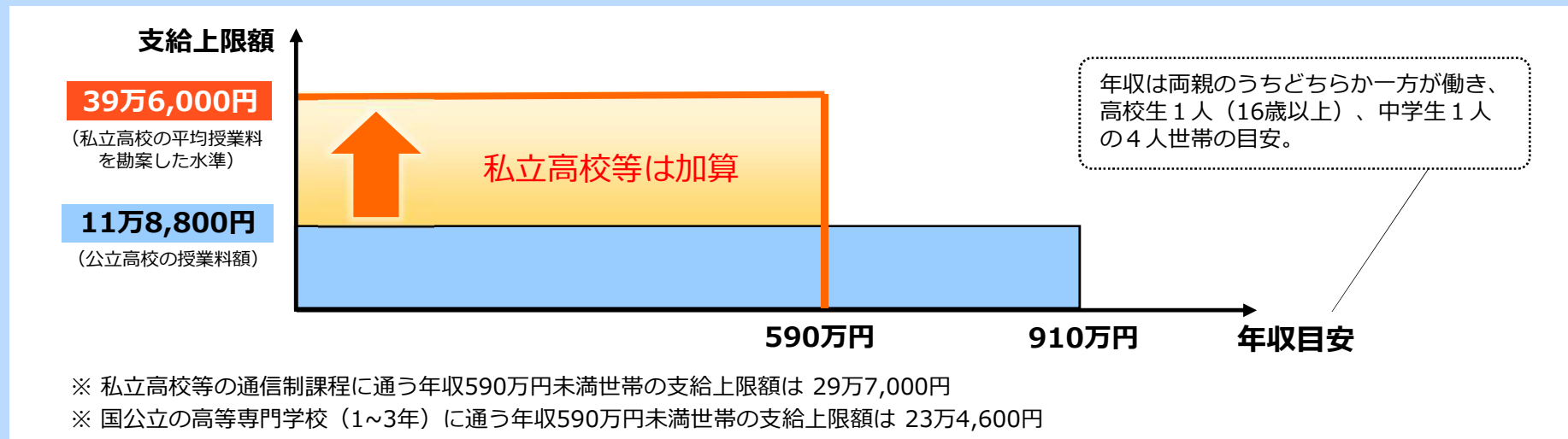
目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

※令和2年度から私立高校授業料の実質無償化を実施



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10



高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和3年度予算額（案） 15,890 百万円
 （前年度予算額） 13,610 百万円
 令和2年度第3次補正予算額(案) 10,198 百万円

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など

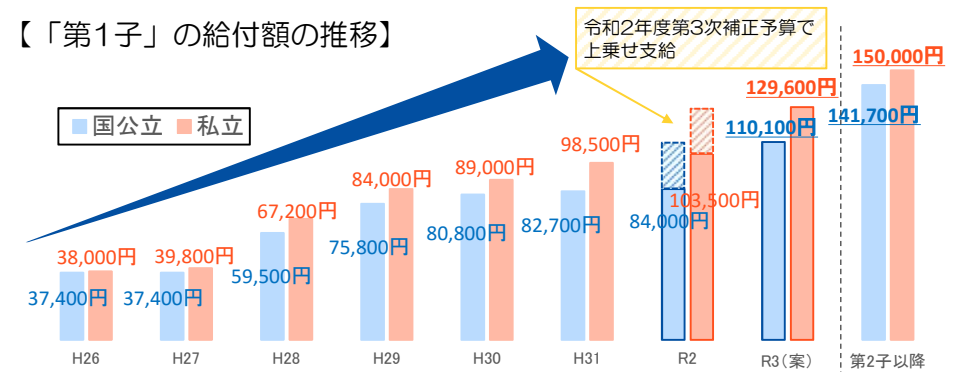
◆ 令和3年度予算案 ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（国公立・私立とも、+14,100円）
 ・家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の増額（非課税世帯について、+12,000円）

【令和3年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	84,000円 →110,100円（+26,100円）	103,500円 →129,600円（+26,100円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	129,700円 →141,700円（+12,000円）	138,000円 →150,000円（+12,000円）
非課税世帯 通信制・専攻科	36,500円 →48,500円（+12,000円）	38,100円 →50,100円（+12,000円）

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
 都道府県 2/3